

公共交通に係る市民・利用者ニーズ調査業務仕様書

1 業務名

公共交通に係る市民・利用者ニーズ調査業務

2 目的

清須市では、これまで形成してきた公共交通ネットワークを継続的に改善していくため、令和9年10月に「きよす あしがるバス」のルート・ダイヤの改正を予定している。改正に向け、地域公共交通会議において十分な検討を行うため、市民の交通実態を把握するとともに、コミュニティバスに関する利用実態及び利用者ニーズを把握することを目的とする。

3 契約期間

本業務の契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 市民ニーズ調査（アンケート調査）

市民の交通に関する移動実態を把握するとともに、公共交通の改善に向けた意見を把握するため、無作為抽出による市民アンケート等を実施し、市民の移動ニーズやコミュニティバスに対する改善要望等を把握、整理する。

①調査方法

住民基本台帳から無作為抽出で2,000世帯を抽出し、郵送配布及び郵送回収とする。

②調査票の設計、印刷及び発送

調査対象世帯の宛名については、清須市から提供するものとし、調査票の印刷及び封入、発送及び郵送費（発送及び返信）の負担は業務受託者において行うものとする。

③データ入力・集計・とりまとめ

回収後、データ入力及び単純集計、必要に応じてクロス集計等を行う。

(2) 利用者ニーズ調査（聞き取り調査）

コミュニティバスに調査員が乗車し、利用者に対して聞き取りまたは自記式により利用実態や改善意見を聴取する。

①調査方法

コミュニティバス車内に調査員1名を配置し、利用者への調査票の直接配布、バス車内降車口での回収を基本に実施するが、車内の混雑状況等に応じて、適宜、直接聞き取りを実施し、結果の精度向上に努める。

②調査対象日

調査日は平日3日とし、具体的な調査日は清須市との協議により決定する。

③調査対象路線

調査対象路線は「きよす あしがるバス」全ルート・全便とする。

※オレンジ、グリーン及びサクラルート 11便

ブルールート 12便

④データ入力・集計・とりまとめ

回収後、データ入力及び単純集計、必要に応じてクロス集計等を行う。

(3) 調査結果とりまとめ

前項で調査した市民の交通利用実態やコミュニティバスに関する市民意

向等の結果を用いて、コミュニティバスの課題整理及びルート・ダイヤ改正に向けた方向性の検討を行う。

また、各調査結果及び上記検討結果を踏まえ、報告書を作成する。

(4) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、業務着手時、中間時2回、成果品納入時において行うことを原則とするが、業務実施上疑義が生じた場合は、速やかに協議を行うものとする。

5 納入成果品

- (1) 報告書（A4判・ファイル綴じ）2部
- (2) 報告書原稿電子データ及び調査入力結果 1式

6 納入場所

清須市役所 企画部企画政策課

7 業務の進め方

- (1) 契約締結後、業務受託者は適宜清須市と協議を行いながら業務を進める。なお、打ち合わせ終了後、遅滞なく打ち合わせ記録簿を提出すること。
- (2) 業務受託者は、着手時に着手届及び業務工程表、完了時に完了届を提出すること。
- (3) 清須市の保有する資料等については、可能な限り提供を行う。

8 守秘義務等

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、清須市から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに、業務終了後速やかに破棄又は返却すること。
- (3) 本業務に関して、清須市から提供を受けた資料等について、当市の許可なく複写又は複製してはならない。

また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納するなど、適正に管理すること。

9 その他

- (1) 業務受託者は契約締結から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のため、定期的に清須市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務の成果品（業務過程におけるデータ等を含む）における一切の権利は、清須市に帰属するものとする。
- (3) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については業務受託者が使用許可等を得ること。

なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、業務受託者がその一切の責任を負うものとする。

- (4) 成果品（業務過程におけるデータ等を含む）について、業務受託者は清須市の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、清須市と業務受託者がその都度協議の上、決定するものとする。